

紙マニフェストご利用のお客様へ

電子マニフェスト に移行となります

拝啓

時下ますますのご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。弊社では新型コロナ禍において、非接触での対応を推進するため、これまでの紙でのマニフェスト運用から全てを電子マニフェストでの運用へと移行することになりました。

既に皆様からも多くのご賛同を頂いておりますが、当書面にて改めて電子マニフェストへの移行方法についてご案内申し上げます。

なお、電子マニフェストの運用費用は弊社が負担しますので、一切かかりません。紙マニフェストをそのまま運用されたい方は、別途管理費用が必要となりますのでご了承ください。

敬具

電子マニフェスト移行のメリット

① 簡単！事務処理の効率化

- ・廃棄物排出時の入力操作が必要なく、伝票の発行も必要ありません。
- ・マニフェストの保存が不要で保存スペースも不要となります。

② 確実！データの透明性

- ・マニフェスト情報は国から管理を委託されている、(公)日本産業廃棄物処理振興センターが管理・保存しています。
- ・セキュリティも万全です。排出、収集、処分の3者が常にマニフェスト情報を閲覧・監視することにより、不適切なマニフェストの登録・報告や不適正処理の防止、データの書き換えの防止に繋がります。

③ しっかり！法令の遵守

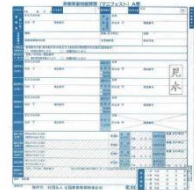
- ・法で定める必須項目をシステムで管理していますので、入力漏れを防止できます。
- ・マニフェストの紛失の心配がありません。
- ・法律で定められている状況報告は、(公)日本産業廃棄物処理振興センターが行うため、報告忘れを防止することができます。

④ 安心！状況報告が不要

- ・廃棄物排出事業者に義務化されている、マニフェストの交付状況報告は(公)日本産業廃棄物処理振興センターが各管轄行政に報告します。
- ・排出事業者からの報告は不要になります。

紙マニフェストとの運用比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの交付・登録	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡した日から3日以内にマニフェスト情報を情報処理センターに登録 ※3日以内とは、廃棄物を引渡した日を含まない（以下同様）	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡しと同時にマニフェストを交付
処理終了確認	情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知（電子メール等）により確認	1. 運搬終了報告：B2票とA票を照合して確認 2. 処分終了報告：D票とA票を照合して確認 3. 最終処分終了報告：E票とA票を照合して確認
マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	1. 交付したマニフェストA票を5年間保存 2. 収集運搬業者および処理業者より送付されたB2票、D票、E票を5年間保存
産業廃棄物管理票交付等状況報告	情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、報告が不要	都道府県・政令市に自ら報告



電子マニフェスト導入の手順

電子マニフェスト運用開始までの流れ

- ① 申し込み用紙を返信用封筒にて(株)トキワ薬品化工に送付する
 - ② JWネットより、ご登録されたメールアドレス宛に加入連絡が入る
 - ③ (株)トキワ薬品化工から加入証が届く
 - ④ 届いた加入証に記載されたIDとパスワードを登録する
 - ⑤ 電子マニフェストの運用が開始される
- ※メールアドレスが無記入の場合は加入のご連絡は入りません。
 ※お申し込みから2週間前後で書類が届きます。
 ※電子マニフェストへの切り替えによる費用の変更はございません。

書類ご提出時の確認事項

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 行

(様式第 34 号)

※お客様 記載部分※

JWNET 加入申込書兼契約書(団体加入用)

別途定める加入規約を承諾のうえ、情報処理センターの提供するサービスを利用したく申し込みます。
 また、右記利用代表者を指定のうえ、団体加入による加入を申し込みます。

※団体加入申込と同時にEDI方式の利用の手続きをする場合は、EDIシステム運用規程に基づき、EDI事業者による「E・JWNET EDI方式事業開始届」の記入が必要となります。

1. 加入者(契約者) (加入者記入欄)

加入区分	排出事業者	料金区分	少量排出事業者団体料金
加入者名称 (法人の場合は、代表者を)	フリガナ トキワクリニック (名称) トキワクリニック フリガナ トキワタロウ (代表者名) 常盤太郎		
住所	〒 100-0000 東京都千代田区〇〇 <small>(以下、マンション名、アパート、部屋番号等は正確に記入ください。)</small>		
	TEL 000-000-000	FAX 000-000-000	
事務担当者	フリガナ トキワハナコ 氏名 常盤花子		
	TEL 000-0000-0000	FAX 000-0000-0000	
	連絡先メールアドレス tokiwa@tokiwa-y.co.jp		

※連絡先メールアドレスは、パソコンのメールアドレスをご記入ください。情報処理センターからの手続きやシステム等に関する重要なお知らせの配信先ですので、必ずご記入ください。

2. JWNETホームページ「加入者情報検索」への公開 (加入者記入欄)

公開する 公開しない 公開する 公開しない どちらかに ✓ を記入

URL: http:// 公開される場合はメールアドレスの記入

3. 業種 (加入者記入欄) (※不明な場合は空欄をお願いします。)

(別紙「業種一覧(日本標準産業分類中分類)」から選択をしてご記入ください。(数字2桁)
 詳しくは、発行者 HP「日本標準産業分類」をご参照ください。

4. 指定する利用代表者情報 《利用代表者記入欄》

利用代表者番号	2								
利用代表者名称	(名称)								①
	(代表者名)								
事務担当者	部署		氏名	フリガナ					
	TEL		FAX						

5. JWNET EDI方式事業開始届 《EDI事業者記入欄》

JWNET加入者と「EDIシステム運用規程」第9条及び第18条に基づいた利用契約を締結のうえ届出ます。

EDI事業者番号	5								
EDI事業者名称	(名称)								
運用管理責任者	部署		氏名	フリガナ					①
	TEL		FAX						

No	EDI登録番号	システム名称	事業(利用)開始日 ^{※1}	情報取得指定 ^{※2}
1	2		一年一月一日	1・2・3
2	2			
3	2			
4	2			
5	2			

※1 EDIの「事業(利用)開始日」は手続き完了日となります。
 ※2 情報取得指定 ……加入者から指定された情報取得条件を以下から選択。
 1. EDI登録番号で登録されたマニフェストのみを照会する
 2. EDI登録番号またはWeb方式で登録されたマニフェストを照会する
 3. 全てのマニフェストを照会する

◆ご記入いただいた個人情報につきましては、本申込の目的以外には使用いたしません。

センター記入欄	受付日		受付番号	
---------	-----	--	------	--

- ① 赤枠内を確認し、内容が相違ないことを確認する
- ② 内容が相違ないことを確認出来たら緑の枠内に印鑑を押す

電子マニフェストへの移行が困難な方は、下記に貴院名を記載し、FAXにてご返送ください。

貴院名: _____ **送信先FAX番号:045-921-8680**

※電子マニフェストへの移行が困難な方は、これまで通り紙マニフェストでの運用となりますが、その際は1回の回収につき管理手数料500円(税別)がかかります。

◆◆◆ お問合せについて ◆◆◆ トキワ薬品化工のHPはコチラから ⇒ <http://tokiwa-y.co.jp/>

株式会社トキワ薬品化工 〒241-0802 神奈川県横浜市旭区上川井町376番地
 神奈川県のお客様 ⇒ TEL:070-7772-0716 E-mail:satoh@tokiwa-y.co.jp (担当者:佐藤)
 東京都のお客様 ⇒ TEL:070-7772-0717 E-mail:nakamizuk@tokiwa-y.co.jp(担当者:中水)